



## 住まいに関する支援制度

☎ 建築住宅課 (☎025-520-5786)

### ● 克雪すまいづくり支援事業補助金

屋根の雪下ろしが不要な克雪住宅の整備（建築、購入、改良）費用の一部を補助します。

☒ 大湍区、頸城区を除く全市において、4月以降に施工業者と契約し、工事完了後、令和9年1月29日☎までに実績報告できる人 ☒ 上限額＝○融雪式（熱エネルギーの利用による屋根融雪）  
＝44万円（要援護世帯は55万円）、  
○落雪式、落雪・高床式および耐雪式  
＝33万円（要援護世帯は44万円）

詳しくは



### ● 屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金

命綱の一端を固定するための金具（命綱固定アンカー）などの設置費用の一部を補助します。

※法令により高さ2m以上の高所作業においては、墜落防止器具の使用が事業者には義務付けられています。安全対策設備のない住宅などは、雪下ろしを業者に依頼できない場合がありますので、特に自力での雪下ろしが困難な世帯は補助金を活用し設置してください。

☒ 対象住宅などの工事完了後、令和9年1月29日☎までに実績報告できる人 ○対象住宅など＝自己が所有または居住する市内にある戸建て住宅（併用住宅含む）および附属屋（カーポートを含む）で高さが2m以上のもの ○対象工事＝①命綱固定アンカーの設置 ②転落防止柵の設置 ③固定式はしご

の設置・取替（①または②と同時設置または既に設置している場合） ☒ いずれも1棟当たり上限10万円、補助率＝要援護世帯3分の2、一般世帯2分の1

### 【克雪すまいづくり・アンカー補助金共通事項】

☒ 11月30日☎まで（予算額に達し次第終了）

※必ず工事着手前に申請してください

### ○ 要援護世帯＝次のいずれかに該当する世帯

- ・高齢者世帯＝世帯員全員が65歳以上
- ・身体障害者世帯＝世帯主が身体障害1～6級
- ・精神・知的障害者世帯＝世帯主が精神障害1～3級または療育手帳を所持
- ・ひとり親世帯＝親と18歳以下の児童のみの世帯

詳しくは



### ● 住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策枠）

準防火地域において連たんしている住宅の防火対策工事の一部を補助します。

☒ 対象住宅の工事完了後、令和9年2月26日☎までに実績報告できる人 ○対象住宅＝準防火地域の中で連たんしている住宅 ○対象工事＝4万円以上の外壁などの防火対策工事 ☒ 対象工事費の2分の1（上限100万円）

詳しくは



※受け付け中の一般枠、子育て・若者夫婦世帯支援枠との併用もできます。

## 空き家に関する支援制度

☎ 建築住宅課 (☎025-520-5786) (予算に達し次第終了)

空き家の所有者や管理者が適切に管理しなかったことで被害が発生した場合、所有者などが損害賠償責任を負うことがありますので、適切な管理が必要です。



### ☒ 空き家などの取り壊し

### ☒ 空き家等除却費補助金、特定空き家等除却費補助金

空き家を解体しポケットパークなど地域活性化につながる跡地に利用する場合や、倒壊の恐れがある空き家などを解体する場合に除却費用の一部を助成します。

☒ 補助額＝除却費用（解体・運搬・処分）の2分の1（上限50万円）

詳しくは



### ☒ 空き家の利活用

#### (1) 空き家情報バンク制度

空き家を「買いたい・借りたい」人向けに、利活用可能な物件を市ホームページなどで紹介しています。物件の登録は随時受け付けています。

詳しくは



☒ 事前に「空き家登録シート」を提出の上、毎月第2・4火曜日、第3金曜日に開催している無料相談会に参加

#### ○ 空き家相談会（4月）

☒ 時所 ①14日☒＝建築住宅課 ②17日☎＝市民プラザ ③28日☒＝市民プラザ いずれも午後1時～5時

#### (2) 空き家定住促進利活用補助金

空き家を購入し、市外から転入した（予定を含む）人が実施するリフォーム費用の一部を助成します。

☒ 補助額＝1件20万円以上で実施したリフォーム費用の3分の1（上限50万円）

※①県外からの移住、子育て世帯、誘導重点区域（高田・直江津地区の一部）への移住のいずれか＝各10万円を加算 ②誘導重点区域で下水道への接続工事を行う場合＝接続費用の3分の1を加算（上限30万円）

※居住誘導区域で改修を行う子育て世帯の移住者、県外からの移住者の場合は、上記合計額をさらに加算

#### (3) 定住促進生家等利活用補助金

自分や親の生家に市外から移住または市内転居する際に行うリフォーム費用の一部を助成します。

☒ 補助額＝（2）と同様

#### (4) 空き家活用のための家財道具等処分費補助金

(1)に登録（予定を含む）した空き家の家財道具などを処分する費用の一部を助成します。

☒ 補助額＝業者に委託し搬出処分した費用（5万円以上）の2分の1（上限10万円）

詳しくは



詳しくは



詳しくは



お知らせ

もよおし・講座

募集

無料相談